# 時事新報

第二千六百一號
明治廿三年三月廿二日　土曜日
舊曆庚寅二月二日（壬、寅）
日出午前五時四十四分　日入午後五時五十三分　月出午前六時四十三分　月入午後七時二十一分　滿潮午前六時二十分　午後六時四十分
（西曆一千八百九十年）

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し


## 大演習實況報道委員派出

本月三十日より第三師管下に於て海陸聯合大演習の施行あるに付本社は特派委員數名を要所々々ゝ派出して其實況を詳細に讀者ゝ報道す可し


### 時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價逓減廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓

○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

### 時事新報廣告料前金

| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 二日以上六日迄 | 七日以上 |
| --- | --- | --- | --- |
| 一行ニ付 | 十二錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

月曜日并ニ大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ずる場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外ゝ貼用する郵便印紙の代價を申受く可し


## 時事新報

### 博覧會は賑々しかる可し

今年の內國博覧會ゝは種々雜多の出品を爲すものあらん又此博覧會を見込みて種々雜多の金儲を爲さんと企つるものもあらん比年來國家人文の進步に連れて出品類の珍らしき金儲策の新らしき古今未曾有に人目を驚かして會場內外の賑々しかる可きは我も人も共に期する所にして我輩は其仕掛の何樣たるを問はず唯その賑々しきを見て之を悅ぶものなれば博覧會事務官の向きに於ても法律規則に差支なき限り人情風俗に故障なき限りは出品者の企望も金儲人の悄願も成る可く廣く包容して各自人民の爲す所に任せ營利的の發明工風も亦是れ博覧會場の賑ひ、其の工風の巧拙に應じて夫れ〳〵其報酬を受くるとを得せしめ瑣細の部分にも理窟を列べ鹿爪らしき官癖を張りて博覧會の興を醒さゞらんと我輩の偏に希望する所なり凡そ何れの國にても政府の行事は嚴格ゝして且つ迂遠なると多けれども我國官府の癖として動もすれば國益云々の尺度を川ひ博覧會の如き混雜の場合に臨みて瑣末の事を斷するにも一々此尺度を當て稱むるとあるが故ゝ事を窮窟にして人民の迷惑を來すのみならず之が爲め却て全體の盛觀を減じて本來の目的を達する能はざるの憾なきに非ず例へば今度の博覧會に際し上野公園內の地所を相して廣告紙貼用場を設けんとて之を其向きに出願したる者ありしに其向きにては詮議の末、願意を聞き屆けざるに非ざれども其出願の理由中に國益たる可き箇條少なく營利の私ゝ屬する部分多きが故に追て此廣告紙貼用場が國益の一端たる可き其理由を見出す迄は容易に之を許さゞる可しと云ふ又昨年中我國より佛國巴里の大博覧會に園藝花木を出品したる一人が陳列品の周圍に竹籬を環らし中に日本風の小茶室を設けて出品縱覧の人々を案內し一々日本茶を饗せんとするの趣向に就き若し此縱覧客中に茶代を置き去るものあらば之を受納して然る可きや如何とて之を我國より出張したる其向きの人ゝ伺ひたるに博覧會ゝて茶代受納は國の面目にも拘はるべければ堅く相止め申す可し云々の指令に接し茶を出して茶代を取るに國權論は異な者なれども是れも指令なれば致方なしとて遂に手を袖にして止みたりと云ふ元來博覧會の擧は國の爲めに各種の產業を奬勵する者なりと雖ども其博覧會に出品する工藝製造人の私より申せば其出品の評判を得て後來多くの注文を受け其利益を營まんとする者に外ならず現に歐米諸國の博覧會にて出品人が出品物に就き効能を述べ廣告を配り成る可く多くの客目を引きて會場を一種の商賣場と爲すは人の能く知る所にして博覧會は大に各種工藝製造人の營利を助くるものなれば此博覧會を當て込んで種々の方角に雜多の金儲を爲さんとする者をも包容して傍より之を制限せざるは亦是れ博覧會の功德なりと云ふ可し左れば今年の博覧會に於て遊観娛樂好奇知新人民夫れ〳〵の思附を以て錢儲の工風を爲す者あらば會場內外苟も餘地の有らん限り總べて其工風を實試するの塲として片端より之を貸し渡し音樂堂には淨瑠璃長唄、淸元、常盤津以下の語り物に幾千の耳を娛ましめ芝居舞臺には新古狂言歌舞伎手踊等の妙藝に幾萬の目を悅ばしめ太々神樂、手術、輕業、楊弓、露店、見世物一切、河童、轆轤首、丹波の國にて生捕りたる荒熊の類に至るまで之を見て樂しむ者あればよそ之を見せて錢を儲ける者もあらあれ傍より之を妨げずして東台滿山此等の餘興を以て充塡せしむるとを得ば餘興を樂しむ遊観人も幾回か其主たる博覧會塲ゝ出入して全體賑々しき盛況を呈す可きが故ゝ會場內外の獻立に堅苦しく材料を吟味して一々國益の解剖は先つ以て之を見合はする方得策なる可し又彼の博覧會の出品を取捨するに是れは有用なり夫れは無用なり無用を捨て有用を取る可し云々の談われども凡そ物の有用無用は時と塲合とを以て異なる者にして眞實之を判斷するゝと能はざるのみならず無用有用を含包して之を參照對比せざれば其用の有無を知るに由なかる可きが故に成る可く含包を大にして之を澁さゞらんゝとを期せざる可らず今普通の判斷を以て申せば牛馬は人間に有用にして豺狼虎豹は無用なるが如くなれども左ればとて牛馬のみを留めて豺狼虎豹を除きたる者は完全なる動物園に非ざる可し左れば博覧會も動物園の如く牛馬豺狼虎豹に論なく千種萬類を網羅して所謂集大成の域ゝ達せしめ又一方には其會塲の甚だ淡泊殺風景にして興味の乾燥するを防き學者の研究を要す可き者あれば婦女子の目を悅ばしむる者もあり品類多端にして興味雜駁、荊棘の下に牡丹花を咲かせ鴟梟の頭に孔雀を止らせ美醜細大有用無用悉く之を網羅して隨て見物人の區域を廣くし多くの人數に多くの感想を生せしむるは是れ乃博覧會の大主意なる可し斯くて見物人も多くして會の收入も多ければ此收入を利用して何か博覧會の紀念物を設し所謂豹は死して皮を留むるの遺意を實行するの工風ありて可ならん此一事に就ては我輩重ねて紙上に陳ぶる所あるべし

## 官報

朕作業及鐵道會計規則ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

明治二十三年三月二十日

大藏大臣伯爵松方正義
陸軍大臣伯爵大山巖
遞信大臣伯爵後藤象二郎
農商務大臣　岩村通俊

勅令第三十三號

### 作業及鐵道會計規則

#### 第一章　歲入歲出

○第一條　左ノ諸收入ヲ以テ作業所ノ歲入トス」第一　作業上ノ收入」第二　附屬雜收入」○第二條　造幣局、印刷局、富岡製絲所、電信燈臺用品製造所、廣嶋鑛山ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歲出トス」第一　技術員ノ俸給諸給旅費」第二　職工人夫ニ給スル諸費」第三　作業用器具機械ノ維持修理及補充費」第四　材料素品購入代」第五　動力費」第六　作業塲用備品消耗品費」第七　損失金○第三條　東京砲兵工廠、大坂砲兵工廠ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歲出トス」第一　職工人夫ニ給スル諸費」第二　作業用器具機械ノ維持修理及補充費」第三　材料素品購入代」第四　機械運轉用品購入代」第五　作業塲用備品消耗品費」第六　損失金○第四條　千住製絨所ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歲出トス」第一　事務員技術員ノ俸給諸給旅費」第二　事務所費」第三　職工人夫ニ給スル諸費」第四　作業用器具機械ノ維持修理及補充費」第五　材料素品購入代」第六　機械運轉用品購入代」第七　作業塲用備品消耗品費」第八　生產品販賣諸費」第九　土地建物ノ維持修理費」第十　損失金○第五條　鐵道事業ニ於テハ左ノ諸費ヲ以テ歲出トス」第一　營業ニ從事スル職員ノ俸給諸給旅費」第二　職工人夫ニ給スル諸費」第三　鐵道線路建物車輛器具機械ノ維持修理及補充費」第四　材料素品購入代」第五　汽車及機械運轉用品購入代」第六　營業事務所停車塲機械塲客車用備品消耗品費」第七　損害賠償金」第八　訴訟費」第九　手數料保險料借料廣告料謝金外國注文品監査費其他營業上ノ雜費」第十　運賃收入割戾金」第十一　損失金

#### 第二章　豫算決算

第六條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ前年度六月三十日マデニ各省豫定經費要求書ト俱ニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ○第七條　歲入歲出ノ豫定計算書ハ科目ヲ分チ成ルヘク歲入ノ性質歲出ノ用途ヲ明示スヘシ○第八條　所管大臣ハ其年三月三十一日ニ終リタル會計年度ノ受拂勘定表及固定資本價格增減表ヲ調製シ歲入歲出ノ豫定計算書ニ添付スヘシ○第九條　歲入歲出ノ決定計算書ハ所管大臣之ヲ調製シ翌年度八月三十一日マテニ之ヲ大藏大臣ニ送付スヘシ

#### 第三章　收入支出

第十條　歲入歲出ノ豫算ハ決定ノ後豫備費ヲ除キ所管大臣各作業事務長ニ命ジテ之ヲ執行セシムヘシ」各省大臣ハ作業支部局長ヲシテ歲出豫算ノ一部ヲ執行セシムルトキハ仕拂豫算ヲ以テ之ヲ命スヘシ」仕拂豫算ニ關スル規程ハ會計規則第十一條第十二條第十三條ニ依ルヘシ○第十一條　豫備費ノ支出ハ會計規則第十九條第二十條第二十四條ニ依ルヘシ○第十二條　作業所ノ收入官吏ハ會計規則第二十五條第二十六條第二十八條若クハ第二十九條ノ手續ニ依リ收入ヲ取扱フヘシ○第十三條　作業所ハ據置運轉資本ニ屬スル現金ノ持越高及當該年度ノ收入歲入額ヲ以テ仕拂元受高トシ歲出ヲ支出スル、此仕拂元受高ヲ超過スルコトヲ得ス○第十四條　作業事務長又ハ作業支部局長ハ歲出ヲ支出スル爲メ金庫ニ向テ仕拂請求書ヲ發スヘシ○第十五條　仕拂請求書ヲ發スル官吏ハ正當債主若クハ其代理人ノ爲メニスルニアラサレハ仕拂請求書ヲ發スルヲ得ス但俸給諸給ヲ除キ支部局及派出工塲ニ於テ仕拂ヲナス經費外國ニ於テ仕拂ヲナス經費職工人夫ノ給料諸手當ハ仕拂請求書ヲ發シ主任ノ官吏又ハ外國派出ノ官吏ヲ仕拂官吏トシテ現金ノ前渡ヲ
請求書ヲ發スル官吏ハ總
出ハ正當ニシテ必要ナル
其支出ハ豫算ノ目的ニ違
及仕拂元受高ニ超過スル
十七條　仕拂請求書ニハ
拂ヲ請求スル金額支出科
スヘシ但俸給諸給ニ限リ
受取人ノ金額氏名表ヲ添
拂請求書ニハ前渡ヲ受ク
スヘキ金額支出科目年度
○第十八條　仕拂請求書
五條第卅六條第三十八條
十九條　各年度ノ歲出ニ
毎年度三月三十一日ヲ限
ヲ受ケタル官吏監督ノ規則
ヲ之ヲ定ムヘシ○第二十
ニ對シテ仕拂ヲ執行シ又
四十三條第四十五條第四
ル○第二十二條　每年度
ヲ當該年度內ニ收入濟ト
ヲ順次翌年度ヘ繰越シ現
キ義務ヲ生シ當該年度內
ニ組入ルヘシ○第二十三
ハ支出未濟トシテ順次翌
滿五箇年內ハ支出ノ請求
シ但支出未濟ノ繰越額ハ
額ヲ超過スルヲ得ス○第
拂請求書ヲ發シ金庫ニ於
ハ仕拂未濟トシテ之ニ相
第十八條ノ規程ニ依リ仕
前條ノ仕拂未濟金ハ會計
発レタルトキハ其期滿発
入ニ組入ルヘシ○第二十
收入ヲ記入スル帳簿ノ結
製シ參照書類ヲ添ヘ翌月
シテ之ヲ大藏大臣ニ送付
吏ハ其收入報告書ヲ翌月
入官吏ニ送付スヘシ○第
官吏ハ作業全部ノ收入合計
入報告書ニ添付シ前條ノ
付スヘシ○第二十八條
出ヲ記入スル帳簿ノ結果
シ參照書類ヲ添ヘ翌月十五
ヲ之ヲ大藏大臣ニ送付ス
官ハ其支出報告書ヲ翌月
計主務官ニ送付スヘシ○
會計主務官ハ作業全部ノ
務官ノ支出報告書ニ添付
大臣ニ送付スヘシ

朕鎮守府造船材料資金會計
セシム

御名　御璽

明治廿三年
三月二十日

勅令第三十四號

鎮守府造船材料資
第一條　造船材料資金ハ貯
トシ材料購入代及損失金
船材料資金ノ歲出ハ實際ノ
ノ持越高ヲ以テ支拂スヘシ
決算ハ作業及鐵道會計規
收入支出ノ取扱ハ作業及
依ル但作業事務長ノ職務ハ
五條　貯蓄材料ノ價格ハ總
算スヘシ○第六條　貯蓄
購入代價ニ損減步合ヲ加ヘ
貯蓄材料ノ損減步合ハ
之ヲ定ム○第八條　歲入額
金ノ持越高及總材料ノ價格
ヲ以テ受入トシ歲出額支出
材料ノ價格損失ニ歸シタル